

商品概要説明書

平成 28 年 1 月 4 日現在

商品名	①利付国債（長期利付国債、中期利付国債） ②個人向け国債 ③地方債
販売対象	制限ありません（個人向け国債は個人のみ）
期間	①新発債：2年～10年 ②既発債：窓口にてお問い合わせください。
売買価格 ・販売価格 ・買取価格	①新発債：発行機関が定めた発行価格にて募集します。 ②既発債：市場実勢を考慮し、当行で定めた価格にて販売します。 ①利付国債・地方債：市場実勢を考慮し、当行で定めた価格にて買取りします。 ②個人向け国債：額面金額で国が買取りします。（※下記、中途換金についてをご覧ください）
手数料について	①手数料は必要ありません（国債等公共債を募集、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます）。 ②個人向け国債については、中途換金の際、手数料は必要ありませんが、所定の中途換金調整額が必要となります。
受渡方法	債券取引口座へ受入れ：当行にてお預かりします（振替口座簿へ記録） なお、お預け入れについては、「特定口座」、「一般口座」いずれかをご選択いただけます。
債券の受渡日	①新発債：発行日が受渡日となります。 ②既発債：お申込日の3営業日後が受渡日となります。
経過利子について	初回利払日における国債等公共債を保有していた期間が6ヶ月に満たない場合、その利子計算期間に満たない日数の利子相当額について、購入時にお支払いいただくことにより調整させていただきます。この調整額を経過利子といたします。 ①既発債購入後、最初に受取る初回の利子額（6ヶ月分）を実際に保有していた期間に相当する利子額になるよう調整するため、既発債を購入した方からお支払いいただきます。 ②個人向け国債購入後、初回利払日における個人向け国債を保有していた期間が6ヶ月に満たない場合（発行日が休日・祝日にあたる場合）、経過利子がかかります。
募集条件 ・発行時期	①利付国債は、原則として毎月発行されます。 ②個人向け国債〈固定金利型5年満期〉〈変動金利型10年満期〉は、原則として1月、4月、7月、10月に発行されます。（募集は、12月、3月、6月、9月）

	<p>③個人向け国債〈固定金利型3年満期〉は、原則として毎月発行されます。</p> <p>④ 地方債は、窓口にてお問い合わせください。</p>				
・ 申込単位	<p>①利付国債は、額面5万円以上5万円単位</p> <p>②個人向け国債および地方債は、額面 1 万円以上 1 万円単位</p>				
利率（クーポン）	<p>①利付国債、個人向け国債〈固定金利型3年満期〉〈固定金利型5年満期〉、地方債は、市場の動向に応じて発行時に発行機関が決定します。購入時の利率が償還日まで適用されます。</p> <p>②個人向け国債〈変動金利型10年満期〉は、半年毎に適用利率が変わります。</p>				
利金について	<p>①利払頻度 年2回、6ヵ月ごとお支払いします(利払日が休日の場合、利付国債・個人向け国債は翌営業日、地方債は前営業日の支払となります)。</p> <p>②支払方法 利払日に指定預金口座に入金します。</p> <p>③計算方法 利付国債・個人向け国債・地方債は額面総額にて計算します。</p>				
満期時の取扱い	債券取引口座へ受入れの場合は、償還時に額面金額を指定預金口座に入金します。				
課税方法	<p>①個人のお客さま：利付国債、個人向け国債の利子は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の申告分離課税の対象となります。ただし、確定申告不要の特定の対象となっているため、源泉徴収された税金だけで課税関係を終了することができます。譲渡益・償還差益については申告分離課税の対象となり、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用していない場合、原則確定申告が必要です。</p> <p>②法人のお客さま：利付国債、地方債の利子、売却、償還したことにより発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>				
中途換金について	<p>①利付国債・地方債 利付国債・地方債はいつでも可能です。ただし、市場金利の変動等による債券価格の値下がりや発行者の信用状況の変化等により購入代金、額面金額のいずれかまたは両方を下回る可能性があります。</p> <p>②個人向け国債 個人向け国債については、中途換金の際、手数料は必要ありませんが、以下の計算式で受取金額が算出されます。</p> <table border="1" data-bbox="571 1854 1380 2022"> <thead> <tr> <th>中途換金可能日</th> <th>受取金額の計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行から1年経過後</td> <td>額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685</td> </tr> </tbody> </table> <p>※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が</p>	中途換金可能日	受取金額の計算方法	発行から1年経過後	額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
中途換金可能日	受取金額の計算方法				
発行から1年経過後	額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685				

	<p>異なることがあります。</p> <p>※発行から1年経過しなければ換金できません（保有者の死亡、または災害救助法の適用となった自然災害により被害を受けた場合を除く）。</p>
重要事項について	<p>①利付国債、個人向け国債、地方債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。</p> <p>② 利付国債、個人向け国債、地方債のお取引は、ケリング・ワの対象にはなりません。</p> <p>③ 発行体の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。</p> <p>④ 市場環境の変化等により、流動性（換金性）が低くなり、売却できない可能性があります。</p> <p>⑤ 当行では、「利払日または償還日」のそれぞれ7営業日前から前営業日までは換金できません。</p> <p>⑥ 中途換金した代金のお受取は申込日の3営業日後となります。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額貯蓄非課税制度および少額公債非課税制度の対象となるお客さまは、利付債の場合、マル優・マル特のお取り扱いができます。 ・ 利付国債、個人向け国債、地方債のお取引を行っていただく前に、必ず「契約締結前交付書面」を十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。
当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先</p> <p>電話番号 0120-64-5005</p>
認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

<p>商号等 : 株式会社鳥取銀行 登録金融機関 中国財務局長（登金）第3号</p> <p>加入協会 : 日本証券業協会</p>
--